二　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（軽微な変更）

第二十三条の二　法第四十九条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

［新設］

（個人情報保護指針の届出）

第二十四条　法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

（法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

第二十七条　法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十六条の規定による報告の徴収　当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二　法第四十二条第一項の規定による勧告　当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三　法第四十二条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十七条の規定による命令又は法第五十八条第一項の規定による取消し　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

［新設］

（公示送達の方法）

第二十八条　個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

［新設］

別記様式第一（第六条の三第三項関係）

受付日	年　月　日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第22条の２第１項の規定により、次のとおり報告します。

年　月　日

殿

報告者の氏名又は名称

住所又は居所

１．報告種別（該当する□に印をつけること。）

新規又は続報の別：□　新規　□　続報　前回報告：　年　月　日

速報又は確報の別：□　速報　□　確報